

千葉市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉市が実施するがん検診において、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱（平成30年3月28日健発0328第20号厚生労働省健康局長通知）に基づき、子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券を配布する千葉市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施期間)

第2条 この要領による、事業の実施期間は、令和6年4月1日から平成令和7年2月28日までとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、令和6年4月20日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち下表に定める年齢に該当する女性とする。

対象検診	生年月日
子宮頸がん検診	平成15（2003）年4月2日～平成16（2004）年4月1日
乳がん検診	昭和58（1983）年4月2日～昭和59（1984）年4月1日

2 前項の規定にかかわらず、令和5年度に対象検診を受診した者は事業の対象外とする。

3 第1項に規定するもののほか、同項の対象者に準ずる者として市長が特に必要と認める者については、事業の対象者とする。

4 第1項の規定にかかわらず、基準日後に本市に転入した者であって同項に規定する年齢に該当するものは、事業の対象者とする。

5 第1項の規定にかかわらず、基準日後に本市を転出した者については、事業の対象外とする。ただし、令和6年4月1日から転出の日までの間に子宮頸がん検診実施要領及び乳がん検診実施要領（以下「市要領」という。）による検診を受診した者については、当該受診について事業の対象者とする。

(事業の内容)

第4条 市長は、前条に規定する対象者に対し、クーポン券を配布する。ただし、前条第4項に規定する者については、転入前の市町村及び特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）が交付したクーポン券と引き換えに本市のクーポン券を交付する。

2 対象者は、市長が定める期間内にクーポン券を一般社団法人千葉市医師会が推薦する医療機関（以下、協力医療機関）に提出するとともに子宮頸がん検診及び乳がん検診を受診するものとする。

3 当該事業による対象者で未受診の者に対し、文書により再勧奨を行うものとする。

(費用負担)

第5条 受診者の検診に要する費用は、クーポン券と引き換えに無料とする。

(検査方法等)

第6条 第2条から第4条に規定するもののほか、子宮頸がん検診及び乳がん検診の検査方法等、実施にあたり必要な事項については、市要領によるものとする。

(本人の確認)

第7条 協力医療機関は、クーポン券に記載された氏名及び住所について、保険証、運転免許証などで本人確認を行うこととする。

(結果報告及び委託料の請求)

第8条 協力医療機関は、がん検診料金請求書にクーポン券のシール部分を貼付した検診票(がん検診実施報告)を添付し、市長に提出するものとする。

(検診費用の助成)

第9条 事業の対象者であって、令和6年4月1日以降に市要領に基づくがん検診を受診し、かつ、協力医療機関に市要領による検診費用を支払った者については、当該検診費用相当額を助成金として支給する。

2 前項の規定による助成を受けようとする者は、千葉市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業還付申請書兼請求書(様式第1号)、クーポン券(令和6年4月1日から令和6年4月19日の間に千葉市外へ転出した者を除く。)、協力医療機関が発行した領収書等を令和7年2月28日までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により受理した当該申請書に係る検診費用について還付することを決定した場合は、申請者に対して、千葉市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業検診費用還付決定通知書(様式第2号)をもって通知する。

(その他)

第10条 この要領の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、制定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

2 千葉市働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業(平成25年度がん検診推進事業の対象者のうち、過去の未受診者を対象とする事業)実施要領は廃止する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。